

ご存知でしょうが

JJ1SXA 池

平成16年1月13日から、新しい総務省令・告示が施行になり、50MHzの**EME**が解禁になり、既に**EME**で**QSO**された局もあるようで、**CQ**誌に載っていました。

EMEはさておき、電波形式が新表示に変わりました、何だかわかりにくいなあと言うのが一般的な感想では無いでしょうか？

現在免許されているアマチュア局の電波型式の新旧表示変更については、総務省側で一括して行いますとの事でしたが、残念ながら現在の免許状は、旧表示のままで新表示に読み替えられ、新表示への書き換えはされません、再免許や変更許可の際に送られてくる免許状が新表示のものになります。

ウェブで自分の免許情報を見ると、なるほど、しっかりと新表示に変更されていた、一度は、自分で確かめてみてください。

問題は、この一括記載コードです、国際的には通用しないものだそうで、工事設計書や**QSL**への記載は、一括記載コードでは無く、電波形式の新表示で扱って下さいとなっています。

A1が**A1A**、**A3J**は**J3E**などですが、**QSL**カードには、**CW**、**SSB**を使えば良いのですが、再免の時などは、工事設計書への記載が一寸面倒です。

今までは、免許状を見て、そのまま写せば良かったが、これからは、免許状には一括コードで記載されていますから、そのまま写すというわけにはいきません、慣れるまでは、新表示に変える作業が大変です。

また、今回の改正では、「インターネットを利用した遠隔操作」の条件などが加わり、インターネットを経由して、遠隔地からアマチュア無線機器の操作が出来るようになりました。

遠隔操作を行うためには、パソコンとソフトが必要なことは言うまでもありませんが、機器の付設に伴う変更届(申請料は無料)を提出しなければいけません。

お金があれば、ロケーションの良い所にアンテナ・リグを設置して無線設備送信所とし、自宅を遠隔操作所として、インターネットでつないで運用したり、自宅の装置を無線設備送信所とし、仕事場(会社等)を遠隔操作所として、自宅の無線機を会社のパソコンでコントロール、**DX**の珍局を狙ったりする局が出ることでしょう。

ゲストオペ制度を利用して、遠隔操作という方法もあります、例えば、私がこの許可を受けており、私がゲストオペとして許可すれば、私の家まで来ないで、私の所の無線機を操作して**DX**局と交信するといったことが出来る他、私と機器共用で、私の住所で開局し、無線設備送信所として、遠隔操作所は、インターネットがつながれば自宅でも、どこでも良いと言うような事が出来ます。